

長野県内における 建設業の最近の死亡災害事例 と同種災害防止のポイント

令和3年6月末現在の長野県内の建設業における労働災害による死亡者は4人となっており、令和3年の半年経過の時点で、令和2年の1年間の死亡者数(2人)を上回っています。

令和2年、令和3年(6月末現在)の災害事例をみると、建設業における三大災害(墜落・転落、倒壊・崩壊、建設機械・クレーン等災害)が多数を占めています。

同種災害を防止するためのポイントを以下にまとめましたので、安全衛生管理の参考にしてください。

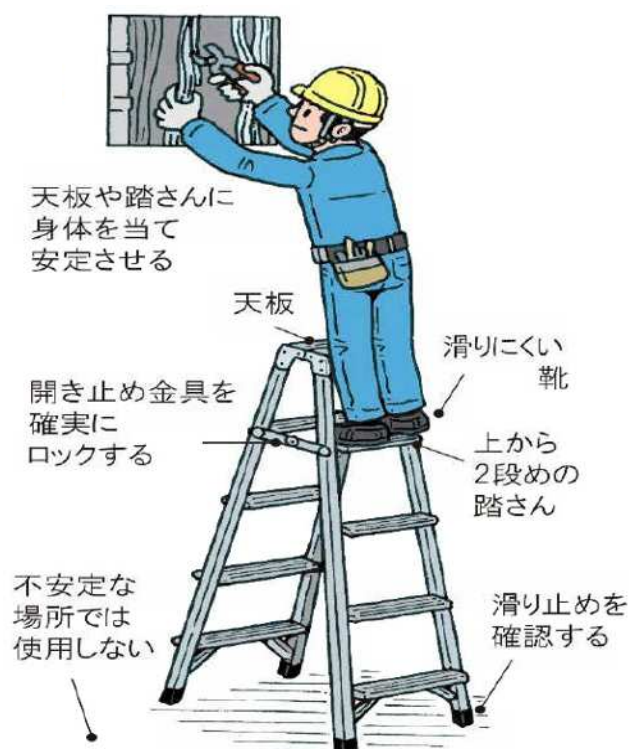
1 墜落・転落災害

事例1 (令和2年)

屋内補修工事を、脚立(高さ1.1m)を使用して行っていたところ、同脚立から転落した。

災害防止のポイント

- 脚立は安定した場所に設置する。
- 開き止めのロックを確実にかける。
- 上から2段目より下の踏みさんを使用する(3段目より下がより良い。)
- 身体を踏みさんにあて、身体を安定させる
- 天板上にのらない。天板をまたがない。
- 荷物を持って昇降しない。
- ヘルメット(墜落時保護性能)を着用する。
- 滑りにくい靴を履く。

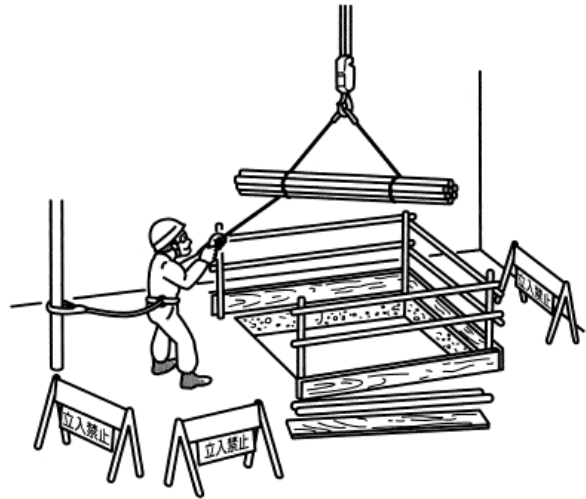


事例 2 (令和 3 年)

解体工事現場において、廃材を 3 階床面 (高さ約 9 m) から 1 階に押し落としていたところ、廃材とともに 3 階から 1 階に墜落した。

災害防止のポイント

- 作業床の端部等に手すり、中さん、巾木を設置する。
- 墜落制止用器具 (安全带) を使用させ、開口部等に近づかせない。
- 開口部、作業床の端部であることを表示等により明確に周知する。



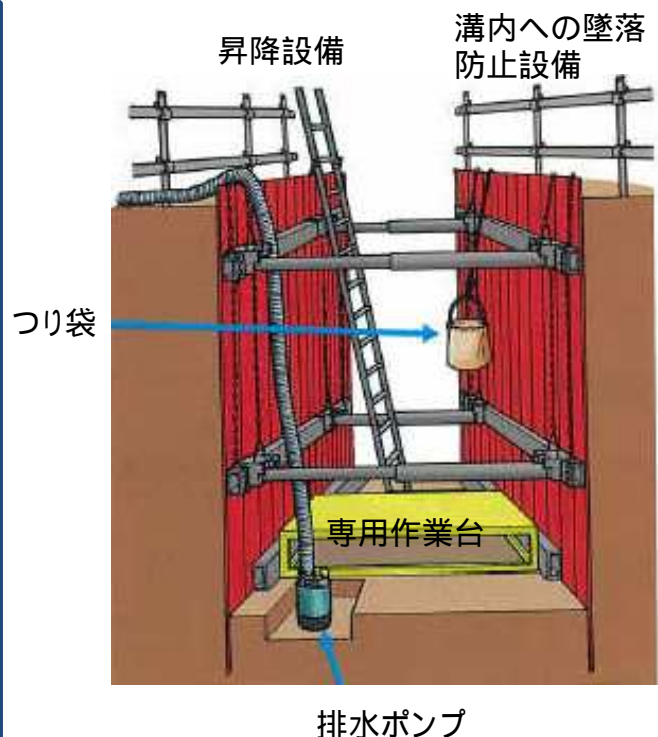
2 倒壊・崩壊災害

事例 3 (令和 3 年)

上・下水道管取り出し作業において、下水管の埋設位置を確認するため、掘削溝内 (深さ 4.5 m) に立ち入り、下水管上部の土砂を取り除いて地上に上がろうとした際、掘削面の土砂が崩壊して生き埋めとなった。

災害防止のポイント

- 土止め先行工法 (溝内での作業に先行して土止め支保工を設置する工法) により工事を行う。
- 掘削個所の地山の調査、埋設物の調査等の事前調査を行う。
- 事前調査結果に基づき、土止め計画を立てる。
- 必要な仮設備 (昇降設備、溝内墜落防止設備、排水ポンプ) 計画を立てる。
- 計画した土止め計画に支障のある埋設物が出現した場合は、必ず、土止め計画を見直す。
- 土止め支保工が設置されるまで、溝内への立入禁止を徹底する。



3 建設機械・クレーン等災害

事例4（令和3年）

除雪車により除雪作業中、ロータリーオーガのピンが破断したため、その交換作業を行っていたところ、当該除雪車が後進し、路面から脱輪して法面下に横転し、その下敷きとなった。

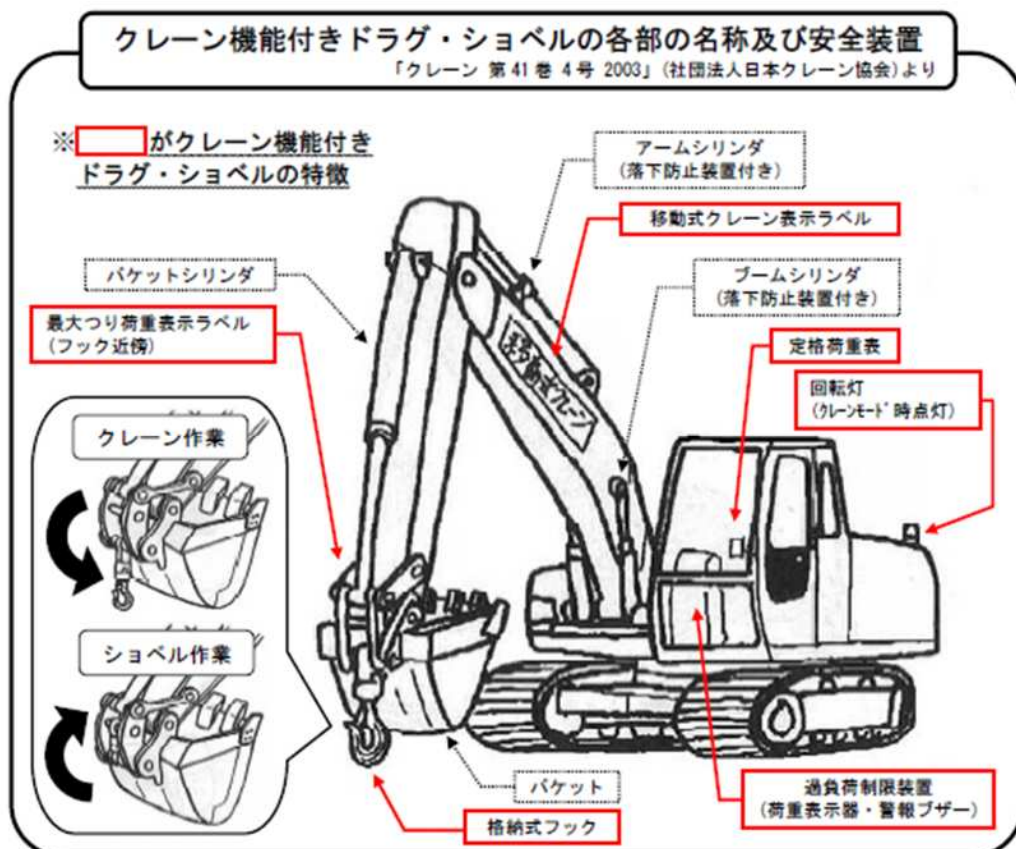
事例5（令和3年）

建設工事現場内において、伐採木の片付け作業中、クレーン機能付きドラグ・ショベルを用いて、長さの異なる伐採木を3本つり上げ、旋回したところ、3本のうち短い2本が玉掛用ワイヤーロープからすり抜けて落下し、このうち1本（推定重量約1t）が地面で跳ね返り、被災者に激突した。

災害防止のポイント

- 建設機械等の停車時には、エンジンを止め、ブレーキをかけ、逸走防止のための輪止めを設置する。
- クレーン機能付き油圧ショベルの荷のつり上げ作業では、必ずクレーンモードに設定する。

（次ページのチェックリストも参考にしてください。）



車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

| 確認事項 | | 確認欄 |
|------|--|-----|
| 1 | <p>車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？</p> <p>また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？</p> | |
| 2 | <p>車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？</p> <p>◆ドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業 など</p> <p>注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。</p> | |
| 3 | <p>車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？</p> <p>（例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業)</p> <p>：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者</p> | |
| 4 | <p>クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？</p> <p>また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？</p> <p>（例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満</p> <p>：小型移動式クレーン運転技能講習修了者</p> <p>つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者</p> | |
| 5 | <p>運転中の車両系建設機械若しくは荷への接触又はつり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせていませんか？</p> <p>やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）</p> | |
| 6 | <p>車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？</p> <p>（例）路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識の設置、ガードレールの設置を含む）</p> | |
| 7 | <p>関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？</p> | |